

## 第32回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2021年10月15日（金）

午前10時から午前11時まで

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 1 挨拶

### 2 議題

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策について

#### (2) その他

#### 【配付資料一覧】

資料1：「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大の防止に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大の防止に向け県民・事業者の皆様へのお願い

資料3：新型コロナウイルス感染症患者受入確保病床数の推移

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2-1：愛知県のワクチン接種の状況

参考資料2-2：愛知県の新型コロナワクチン接種の状況（年代別）について

参考資料2-3：県の大規模集団接種会場における妊産婦（夫又はパートナーを含む）へのワクチン接種状況

参考資料2-4：県の大規模集団接種会場における若者枠予約なし接種の状況

参考資料2-5：愛知県の高校生等へのワクチン接種の進捗状況について

参考資料2-6：ワクチン大規模集団接種会場の今後の開設スケジュールについて

参考資料3：「Go To Eatキャンペーンあいち」の再開について

参考資料4：「あいち旅eマネーキャンペーン」及び「LOVEあいちキャンペーン」の実施について

参考資料5：「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証を実施します

参考資料6：新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

## 第 32 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

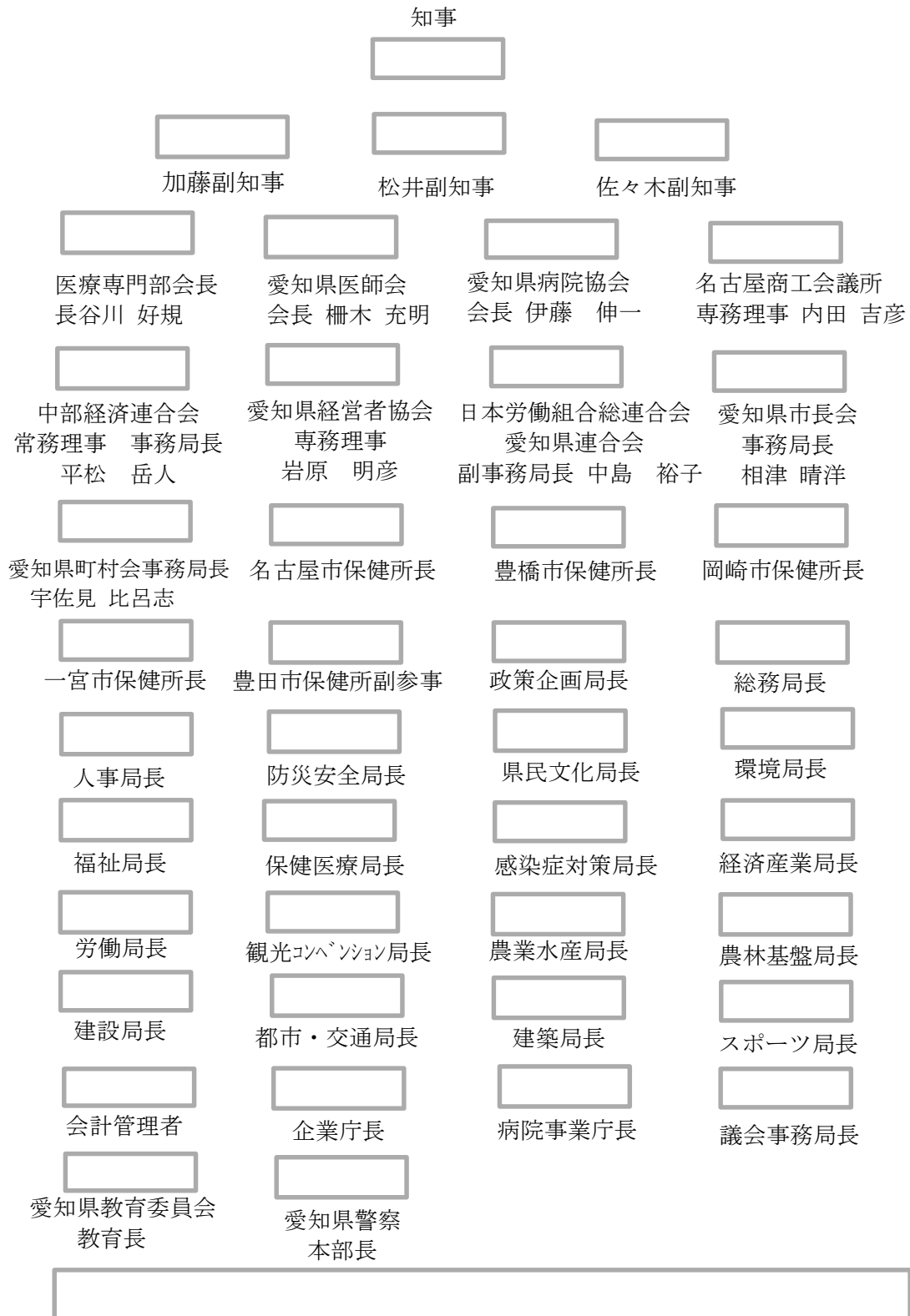
(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹 (代理出席:常務理事 事務局長 ひらまつ たけひと 平松 岳人)
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	ささき たつや 佐々木 龍也 (代理出席:副事務局長 中島 裕子)
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うさみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医 監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所 長	おい かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所 長	はっとり さとる 服部 悟
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美 (代理出席:副参事 佐野 均)

日時：2021年10月15日（金）  
 午前10時から午前11時まで  
 場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

## 第32回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



出入口

出入口

- 感染症対策局 感染症対策課 ワクチン接種体制整備室長
- 感染症対策局 感染症対策課 医療体制整備室長
- 感染症対策課長
- 感染症対策局調整監
- 感染症対策局技監 (ワクチン接種体制整備担当)
- 感染症対策局技監 (医療提供体制強化担当)
- 保健医療局技監
- 保健医療局 健康医務部長
- 保健医療局 生活衛生部長

# 「警戒領域」での感染防止対策

## 感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、9月30日の緊急事態宣言の解除後、感染の再拡大を確実に防止し、第5波を終息させるため、10月1日から本県独自の「**厳重警戒宣言**」による「**厳重警戒措置**」を実施し、オール愛知で感染防止対策に取り組んでまいりました。

この結果、新規陽性者数は減少を続け、7日間平均値で、10月10日には50人を下回るステージIとなり、入院患者数も、7日間平均値で10月8日にステージIとなりました。

このため、10月17日をもって「**厳重警戒宣言**」及び「**厳重警戒措置**」を解除することとします。

この間、ご協力をいただいた、全ての県民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

一方で、新規陽性者の発生など、感染症のリスクは依然として続いているため、今後も社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが不可欠であります。

県民・事業者の皆様には引き続き、「警戒領域」での基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましても、1日でも早く、1人でも多くの方に受けていただけるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

今後も、感染状況に応じ必要な対策を適時適切に講じてまいりますので、オール愛知一丸となって、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域** 愛知県全域
- 2 実施期間** 10月18日（月）～
- 3 要請事項** 別紙『「警戒領域」での感染防止対策』にご協力をお願いします。

2021年10月14日

愛知県知事 大村 秀 章

# 「警戒領域」での感染防止対策

## 感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年10月18日(月)～

### 全般的な方針

- 緊急事態措置の解除後も、感染の再拡大の防止に向け、感染の再拡大を防止するため、対策の解除については段階的に行い、必要な対策を継続します。
- 国の基本的対処方針を踏まえ、~~感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食の場を避ける観点から、飲食店等に対する営業時間短縮要請、~~基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

### I. 県民の皆様へのお願い

#### ① 外出の注意点

- 外出する場合は、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ~~感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用は自粛してください。~~
- 特に、飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請を踏まえ、21時以降の不要不急の外出は控えてください。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動については自粛してください。

#### ② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行・出張など県をまたぐ移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い方は、PCR 等検査を受けていただくことをお勧めします。

#### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。

○ これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

#### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 大人数・長時間での会合は回避してください。「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。 )や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

## II. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 飲食店等に対する協力要請

#### ア 営業時間短縮等の協力要請

○ 県内全ての食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり協力を要請します。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は協力要請の対象外とします。

・要請期間 10月1日(金)から10月17日(日)までの17日間

・対象店舗 飲食店等

・営業時間 あいスタ認証店は5時から21時まで(その他の店は5時から20時まで)

・酒類提供 あいスタ認証店は11時から20時まで(その他の店は11時から19時半まで)

・感染防止対策

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
  - (1) 従業員への検査勧奨
  - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
  - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
  - (4) 手指の消毒設備の設置
  - (5) 事業を行う場所の消毒
  - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
  - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
  - (8) 施設の換気
  - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

#### イ カラオケ設備の利用自粛

- 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合は、当該設備の利用自粛をお願いします。
- カラオケボックスなど飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底をお願いします。

#### ⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の働きかけ

- 「別表2」に定める施設に対し、次のとおり働きかけを行います。
  - ・期間 10月1日(金)から10月17日(日)までの17日間
  - ・内容 「別表2」のとおり。また、入場をする者の整理等、飲食店等と同様の感染防止対策をお願いします。

#### ⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、高齢者入所施設等におい

ては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

### ⑦ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。

- 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制するようお願いします。

- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

### ⑧ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。

## III. その他のお願い

### ⑨ イベントの開催制限等

#### ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

- あわせて、開催を21時までとし、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

#### イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。



※特に、大規模な催物を開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

#### ⑩ 行事等での対策

○多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

#### ⑪ 学校等での対応

○感染の再拡大を防止するため、学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事での会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、~~可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応~~をお願いします。

○修学旅行等の校外行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で適切に実施するようお願いします。

## IV. 県の取組

○災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

○体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。

○新型コロナワクチン接種については、市町村の集団接種・個別接種に加え、県の大規模集団接種、企業等の職域接種などにより、若い世代や現役世代、妊産婦を含め多くの方に接種を促進します。

○重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ~~○⑤アの営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。~~
- ~~○飲食店等に対する営業時間短縮要請等の協力状況を確認します。~~
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。また、「あいスタ認証店」には、CO<sub>2</sub>モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配付します。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

# 別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に懇話などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの利用が感染のリスクを高める。



## 場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、拍動数の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり待味が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ粒子感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。



## 場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり複数空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の急変により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1

## 緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

（出典）2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表2 イベントの開催制限

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (10月30日まで)	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方  注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	なし
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

## イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① 適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④ 手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥ 換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、誘線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

## イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCCA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれかが小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

### 別表3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

#### ① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・ カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業 時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮 要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準に関する事

#### ② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

#### ③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

#### ④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

#### ⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

## ⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf</a>		

### 受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

### 夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

### 政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

### かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

### 一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	



# 「警戒領域」での感染防止対策

## 感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年10月18日(月)～

### 全般的な方針

- 感染の再拡大を防止するため、対策の解除については段階的に行い、必要な対策を継続します。
- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

### I. 県民の皆様へのお願い

#### ① 外出の注意点

- 外出する場合は、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

#### ② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行・出張など県をまたぐ移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い方は、PCR 等検査を受けていただくことをお勧めします。

#### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

#### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 大人数・長時間での会合は回避してください。「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。

- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

## II. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
  - (1) 従業員への検査勧奨
  - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
  - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
  - (4) 手指の消毒設備の設置
  - (5) 事業を行う場所の消毒
  - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
  - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
  - (8) 施設の換気
  - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

### ⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染

防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

○事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

### ⑦ テレワークの推進等

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

### ⑧ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

## Ⅲ. その他のお願い

### ⑨ イベントの開催制限等

#### ア. 事業者におけるイベントの開催制限

○事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

#### イ. 参加者へのお願い

○イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度

な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模な催物を開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

#### ⑩ 行事等での対策

○多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

#### ⑪ 学校等での対応

○感染の再拡大を防止するため、学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事での会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)をお願いします。

○修学旅行等の校外行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で適切に実施するようお願いします。

## IV. 県の取組

○災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

○体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。

○新型コロナワクチン接種については、市町村の集団接種・個別接種に加え、県の大規模集団接種、企業等の職域接種などにより、若い世代や現役世代、妊産婦を含め多くの方に接種を促進します。

○重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内

全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。また、「あいスタ認証店」には、CO<sub>2</sub>モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配付します。**
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

# 別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に懇話などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの利用が感染のリスクを高める。



## 場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしごででは、拍動の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり待味が伸びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしで近距離で会話をする事で、飛沫感染やマイクロ粒子感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。



## 場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり個別空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 駅の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の急変により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1

## 緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあろう。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

（出典）2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表2 イベントの開催制限

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (10月30日まで)	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方  注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	なし
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

## イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① 適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④ 手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥ 換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、誘線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

## イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCCA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれかが小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。



### 別表3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

#### ① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・ カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業 時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮 要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土・日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準に関する事

#### ② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

#### ③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

#### ④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

#### ⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

## ⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf</a>		

### 受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

### 夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

### 政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

### かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

### 一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

# 愛知県新型コロナウイルス感染症

## 感染再拡大の防止

# 警戒領域

愛知県全域 10月18日～

### 「警戒領域」での感染防止対策

県民	①外出の注意点	少人数で、混雑している場所や時間を避けて
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策の徹底
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する協力要請	手指消毒、マスク着用、施設換気の徹底
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑦テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進
	⑧職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
その他	⑨イベントの開催制限等	人数上限10,000人かつ50%(大声あり)
	⑩行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛
	⑪学校等での対応	寮生活・クラブ・部活動の感染対策徹底
県	○ワクチン接種の促進	○あいスタ認証店に感染防止資機材を配付

# I. 県民の皆様へのごお願い

## ① 外出の注意点

- 外出する場合は、少人数で
- 混雑している場所や時間を避けて行動

## ② 県をまたぐ移動の注意点

- 基本的な感染防止対策の徹底

## ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 感染リスクの高い施設は避けて

## ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人まででマスク会食
- 「三つの密」は避け、必要な外出は短時間で



## Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 手指消毒、マスク着用、施設の換気等の徹底

### ⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底

### ⑦ テレワークの推進等

- 接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の推進

### ⑧ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の居場所の切替わりに注意

## Ⅲ. その他のお願い

### ⑨ イベントの開催制限等

#### 事業者における開催制限

内容

人数上限10,000人かつ50%(大声あり)

その他

- 事業者は適切な感染防止対策、イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底
- 参加者は人との距離確保等自覚を持って感染防止対策を徹底

## ⑩ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底

## ⑪ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 寮生活・部活動など集団行動での対策徹底
- 家庭でも規則正しい生活習慣  
体調不良の際は登校しない・させない
- 修学旅行等の校外行事は、感染防止を徹底し適切に実施

## IV. 県の取組

- 自宅療養者等に対する速やかな医療体制の確保
- 市町村の集団接種・個別接種、県の大規模集団接種、企業の職域接種等によりワクチン接種を促進
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及
- あいスタ認証店にはCO<sup>2</sup>モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配布



## 新型コロナウイルス感染症患者受入確保病床数の推移

年月日	最大確保病床数		うち重症病床数	
		増加数		増加数
2020年2月25日	72	—	—	—
3月16日	190	118	—	—
3月23日	200	10	—	—
3月30日	250	50	—	—
4月13日	300	50	—	—
4月17日	445	145	28	—
5月11日	500	55	↓	—
7月27日	766	266	60	32
8月14日	791	25	70	10
10月15日	860	69	↓	—
12月 1日	900	40	↓	—
12月18日	↓	—	103	33
12月21日	934	34	↓	—
2021年1月 6日	1,102	168	↓	—
1月20日	↓	—	125	22
2月 9日	1,215	113	126	1
5月17日	1,515	300	146	20
8月 5日	1,570	55	170	24
9月10日	1,722	152	183	13
<b>10月18日</b>	<b>1,735</b> <b>[130]</b>	<b>13</b>	<b>183</b> <b>[10]</b>	—

[ ]内は、緊急時に確保する病床数（内数）



## 指 標 (現 行)

確保病床 : 1, 7 2 2 床  
重症者用病床 : 1 8 3 床

基 準 項 目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満	50人	160人	260人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 <sup>※1</sup> )	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	258人未満	258人 <sup>※3</sup>	344人 <sup>※4</sup>	861人 <sup>※5</sup>

### 参考項目

入院患者のうち重症者数 <sup>※2</sup> (過去7日間の平均)	27人未満	27人 <sup>※3</sup>	36人 <sup>※4</sup>	91人 <sup>※5</sup>
新規陽性者のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満	7人	22人	36人

※1 陰性確認の検査を除いた人数。

※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。

※3 確保病床の15%

※4 確保病床の20%

※5 確保病床の50%



2021年10月18日時点から適用

## 指 標 (見直し案)

最大確保病床 : 1, 7 3 5 床  
最大確保重症者用病床 : 1 8 3 床

基 準 項 目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満	50人	160人	260人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 <sup>※1</sup> )	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	260人未満	260人 <sup>※3</sup>	347人 <sup>※4</sup>	867人 <sup>※5</sup>

### 参考項目

入院患者のうち重症者数 <sup>※2</sup> (過去7日間の平均)	27人未満	27人 <sup>※3</sup>	36人 <sup>※4</sup>	91人 <sup>※5</sup>
新規陽性者のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満	7人	22人	36人

※1 陰性確認の検査を除いた人数。

※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。

※3 最大確保病床の15%

※4 最大確保病床の20%

※5 最大確保病床の50%



3 感 対 第 1 8 8 9 号

令 和 3 年 1 0 月 1 5 日

関係新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の長 様

愛知県知事 大村 秀章

新型コロナウイルス感染症患者受入病床に係る緊急確保の終了について(通知)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

貴院におかれましては、県民の生命と健康を守るため、積極的に患者を受け入れていただき、また、医療従事者の皆様には、昼夜を問わず献身的に御尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。

また、本年9月2日付け3感対第 1665 号で要請しました新型コロナウイルス感染症患者受入病床の緊急確保(以下、「9月2日付け通知」という。)について、御協力いただき、誠にありがとうございました。皆様の御協力により、県民に対し必要な医療を提供できたものと考えております。

さて、「病床の緊急確保」については、9月 29 日付け3感対第 1805 号で、愛知県嚴重警戒措置の期限(10月 17 日)まで患者受入体制を維持していただくように通知したところですが、新規陽性者の減少とともに入院患者も減少し、10月 8 日には入院患者数の7日間平均がステージ I (258人未満)となりました。

つきましては、9月2日付け通知による「病床の緊急確保」要請については、10月 17 日までとさせていただきます。

これまでの御協力に対し、重ねて感謝を申し上げますとともに、今後、感染が再拡大し病床のひっ迫が危惧される場合には、今回と同様に御協力いただけるようお願い申し上げます。

担 当 感染症対策局感染症対策課  
医療体制整備室体制整備グループ

## 愛知県の新型コロナウイルス感染者の年代別内訳

	第5波 (2021年7月21日～)		第4波 (2021年3月31日～ 7月20日)	第3波 <sup>※</sup> (2020年10月21日～ 2021年3月30日)	第2波 (2020年7月～8月)	第1波 (2020年2月～4月)
	10月14日	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)	累計 (割合)
10歳未満	5人	4,223人 (7.9%)	1159人 (4.6%)	747人 (3.5%)	106人 (2.6%)	15人 (3.1%)
10歳代	3人	7,428人 (13.8%)	2510人 (10.0%)	1520人 (7.1%)	261人 (6.4%)	12人 (2.5%)
20歳代	7人	15,304人 (28.5%)	5949人 (23.8%)	4563人 (21.2%)	1334人 (32.8%)	82人 (17.0%)
30歳代	3人	9,309人 (17.3%)	3772人 (15.1%)	2976人 (13.8%)	641人 (15.7%)	56人 (11.6%)
40歳代	2人	8,557人 (15.9%)	3783人 (15.1%)	2919人 (13.6%)	539人 (13.2%)	66人 (13.7%)
50歳代	2人	5,405人 (10.1%)	3142人 (12.6%)	2857人 (13.3%)	446人 (11.0%)	83人 (17.3%)
60歳代	3人	1,711人 (3.2%)	1849人 (7.4%)	1943人 (9.0%)	231人 (5.7%)	66人 (13.7%)
70歳代	7人	1,013人 (1.9%)	1438人 (5.8%)	1986人 (9.2%)	277人 (6.8%)	49人 (10.2%)
80歳代	1人	625人 (1.2%)	945人 (3.8%)	1511人 (7.0%)	183人 (4.5%)	45人 (9.4%)
90歳代	1人	174人 (0.3%)	418人 (1.7%)	456人 (2.1%)	49人 (1.2%)	7人 (1.5%)
100歳以上	0人	10人 (0.0%)	11人 (0.0%)	17人 (0.1%)	3人 (0.1%)	0人 (0.0%)
全体	34人	53,759人	24976人	21495人	4070人	481人

(70歳代以上) 9人 (26.5%) 1,822人 (3.4%) 2812人 (11.3%) 3970人 (18.5%) 512人 (12.6%) 101人 (21.0%)

(感染経路不明) 19人 (55.9%) 26,187人 (48.7%) 11643人 (46.6%) 9057人 (42.1%) 2174人 (53.4%) 123人 (25.6%)

※65歳以上の感染者 11人 (32.4%)

※ 豊橋市347例目 (高齢者) は、年代別内訳に含まない

## 愛知県の感染者の症状別状況

### ○ 感染者数に占める重症・中等症の内訳

第1波（2月～4月）	154人	(32.0%)
第2波（7月～8月）	444人	(10.9%)
第3波（10月21日～3月30日）	2565人	(11.9%)
第4波（3月31日～7月20日）	2371人	(9.5%)
第5波（7月21日～）	2699人	(5.0%)

区分	感染者数	軽症等	中等症	重症
第1波（2月～4月）	481人	327人	99人	55人
5月～6月	38人	30人	8人	0人
第2波（7月～8月）	4070人	3626人	359人	85人
9月～10月20日	1178人	991人	160人	27人
第3波（10月21日～3月30日）	21496人	18931人	1854人	711人
第4波（3月31日～7月20日）	24976人	22605人	1666人	705人
第5波（7月21日～10月14日）	53759人	51060人	2258人	441人

※重症：人工呼吸器・ECMO装着者又はICU入室者。重症には死亡を含む。

中等症：酸素吸入を実施した者又は肺炎と診断された者

軽症等：上記以外の者

### 愛知県内における新型コロナウイルス検査件数

2021年10月14日18時現在

検査日	検査件数（件）			陽性者数（人）	率（%）
	PCR検査	抗原検査	計		
2020年2月	618	—	618	27	4.4
3月	3,983	—	3,983	148	3.7
4月	6,612	—	6,612	311	4.7
5月	6,179	6	6,185	22	0.4
6月	3,369	173	3,542	17	0.5
7月	12,975	1,557	14,532	1,447	10.0
8月	28,757	4,939	33,696	2,644	7.8
9月	21,733	4,935	26,668	824	3.1
10月	22,021	4,996	27,017	890	3.3
11月	39,357	11,680	51,037	3,977	7.8
12月	66,611	25,059	91,670	6,451	7.0
2021年1月	79,676	31,918	111,594	7,353	6.6
2月	48,101	24,427	72,528	1,799	2.5
3月	50,758	30,091	80,849	1,552	1.9
4月	79,357	35,571	114,928	6,371	5.5
5月	118,345	46,399	164,744	13,642	8.3
6月	69,109	39,158	108,267	3,664	3.4
7月	59,026	40,704	99,730	3,185	3.2
8月	150,900	58,043	208,943	33,197	15.9
9月1日（水）～9月15日（水）	78,351	28,919	107,270	14,804	13.8
9月16日（木）	4,022	1,615	5,637	566	10.0
9月17日（金）	4,131	1,571	5,702	399	7.0
9月18日（土）	2,066	886	2,952	258	8.7
9月19日（日）	1,516	530	2,046	187	9.1
9月20日（月）	1,185	825	2,010	118	5.9
9月21日（火）	4,211	1,976	6,187	302	4.9
9月22日（水）	3,524	1,596	5,120	357	7.0
9月23日（木）	2,273	825	3,098	139	4.5
9月24日（金）	2,874	1,445	4,319	234	5.4
9月25日（土）	1,947	954	2,901	170	5.9
9月26日（日）	1,342	765	2,107	59	2.8
9月27日（月）	3,317	1,672	4,989	147	2.9
9月28日（火）	3,060	1,490	4,550	145	3.2
9月29日（水）	2,639	1,402	4,041	134	3.3
9月30日（木）	2,160	1,223	3,383	92	2.7
10月1日（金）	2,357	1,191	3,548	81	2.3
10月2日（土）	1,672	737	2,409	68	2.8
10月3日（日）	971	641	1,612	26	1.6
10月4日（月）	2,423	1,481	3,904	64	1.6
10月5日（火）	2,425	1,451	3,876	79	2.0
10月6日（水）	2,034	1,286	3,320	57	1.7
10月7日（木）	2,211	1,207	3,418	50	1.5
計	1,000,198	415,344	1,415,542	106,057	7.5

\*愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

\*民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

\*【参考】疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計1,330,052人。

\*抗原検査は2020年5月13日付けの厚生労働省通知に基づき開始。

\*陽性者数はその日に陽性確定した人数です（発表の人数とは異なります）。

\*検査件数は、医療機関及び民間検査の件数の報告が1週間以内を目処に行われることになっており、これに伴いこの間の陽性率が実態を表していないことから、1週間経過後に記すこととします。

○検査陽性者の状況

2021年10月14日18時現在

検査実施 人数※1	陽性者数 ※2	入院				入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
		入院	軽症・ 無症状	中等症	重症						
1,342,665人	105,998人	98人	51人	41人	6人	0人	60人	238人	35人	104,415人	1,152人
確保病床入院者数		95人	(A)	うち重症	6人	(C)	(確保病床以外の入院者数3人うち重症0人)				
確保病床数		1,722床	(B)		183床	(D)					
病床使用率		5.5%	(A/B)		3.3%	(C/D)					

第5波（2021年7月21日～）

陽性者数	入院				入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
	入院	軽症・ 無症状	中等症	重症						
53,759人	98人	51人	41人	6人	0人	60人	238人	35人	53,188人	140人

※1 検査実施人数については、発表時点での把握数。なお、検査件数は1,428,687件。

※2 陽性者数については、中国人渡航者2人を除く。また、再感染259人、重複分18人及び発生届取り下げ61人については含めていない。

(注) 検査実施人数には県内において疑い例または陽性者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

重症者の年代別内訳

※65歳以上は3人

年代	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	計
重症者数	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	6

○クラスターの感染

6,321人

	発生しているクラスター	終息したクラスター（10A～）
職場	11D(14人)、11F(19人)	
医療機関		11C(10人)
高齢者施設等	11G(10人)	11B(14人)
保育施設・学校等	11E(20人)	11A(12人)
繁華街の飲食店		
会食		
その他		

※上記以外の終息したクラスター A～10Z（6,222人）

<参考> 検査陽性者の状況

陽性者数	入院				入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院	死亡
	入院	軽症・ 無症状	中等症	重症						
61人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	61人	0人

# 指標の推移

	→緊急事態宣言（レッド）（緊急事態措置 8月27日～）																								→指標の変更			
日付	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数	567	965	1220	1221	1341	1439	1197	1054	1614	1811	2138	2339	1886	1380	1503	1602	1873	1714	1717	1771	1371	1187	1213	1289	1168	1024	966	850
(1) 新規陽性者数 <sup>※1</sup>	569.4	670.3	771.0	845.1	945.7	1051.7	1135.7	1205.3	1298.0	1382.4	1513.4	1656.0	1719.9	1746.0	1810.1	1808.4	1817.3	1756.7	1667.9	1651.4	1650.1	1605.0	1549.4	1466.0	1388.0	1289.0	1174.0	1099.6
(2) 陽性率 <sup>※2</sup>	10.6%	11.4%	12.2%	12.6%	12.9%	13.5%	14.4%	14.5%	15.1%	15.6%	16.6%	18.0%	18.8%	19.1%	19.9%	20.0%	20.3%	20.0%	19.4%	19.5%	19.7%	19.6%	19.6%	19.5%	19.2%	18.9%	18.0%	17.1%
(3) 入院患者数 <sup>※1</sup>	495.4	514.7	537.1	560.0	586.4	607.4	626.0	644.1	663.1	681.0	697.6	715.0	734.9	762.3	785.1	810.3	840.3	872.9	900.4	923.7	944.0	965.3	981.7	990.1	991.6	994.1	1000.4	1001.6
(参考1) 重症者数 <sup>※1</sup>	23.7	26.4	28.3	30.4	31.4	32.7	34.1	35.9	36.6	37.7	38.7	40.9	42.7	44.9	46.1	49.3	54.1	59.9	64.6	68.9	73.9	80.3	85.3	87.9	88.3	88.9	90.7	90.0
(参考2) 新規高齢者数 <sup>※1,※3</sup>	17.3	19.0	22.3	23.3	24.1	25.9	26.0	26.1	28.4	31.4	37.3	39.0	44.0	47.0	51.6	51.9	52.4	47.9	49.1	46.3	48.0	45.7	47.6	47.4	50.0	49.3	50.0	47.7

	→ 厳重警戒措置																											
日付	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数	550	568	676	592	579	372	276	181	151	268	357	172	213	165	72	138	151	130	86	87	71	22	60	79	56	42	43	34
(1) 新規陽性者数 <sup>※1</sup>	1008.6	916.4	828.9	746.6	683.0	598.1	516.1	463.4	403.9	345.6	312.0	253.9	231.1	215.3	199.7	197.9	181.1	148.7	136.4	118.4	105.0	97.9	86.7	76.4	65.9	59.6	53.3	48.0
(2) 陽性率 <sup>※2</sup>	16.6%	15.3%	14.2%	13.4%	12.5%	11.5%	10.1%	10.2%	9.4%	8.5%	8.4%	7.2%	6.6%	6.1%	5.1%	5.3%	5.1%	4.1%	3.9%	3.4%	3.1%	3.0%	2.7%	2.5%	2.1%			
(3) 入院患者数 <sup>※1</sup>	997.7	983.6	964.0	947.0	924.6	892.7	855.1	823.3	794.4	764.6	724.1	689.3	654.9	625.7	592.0	555.3	517.4	485.7	449.6	413.7	376.9	340.1	309.7	286.1	262.1	240.0	221.6	202.1
(参考1) 重症者数 <sup>※1</sup>	88.3	85.9	84.9	83.9	81.6	78.1	75.9	73.7	71.4	67.7	64.7	62.4	60.0	57.4	55.0	52.1	49.0	45.0	41.4	38.1	34.9	31.3	28.3	25.3	23.7	21.9	20.0	18.6
(参考2) 新規高齢者数 <sup>※1,※3</sup>	45.3	42.4	38.4	38.7	36.3	31.7	28.6	28.7	25.6	24.4	20.0	18.6	18.0	16.7	14.4	14.4	12.4	10.4	8.1	6.6	6.3	6.4	6.1	5.9	5.0	4.6	4.4	4.6

日付	10/11	10/12	10/13	10/14
曜日	月	火	水	木
新規陽性者数	15	33	38	34
(1) 新規陽性者数 <sup>※1</sup>	47.0	43.1	37.3	34.1
(2) 陽性率 <sup>※2</sup>				
(3) 入院患者数 <sup>※1</sup>	183.0	166.4	150.4	136.4
(参考1) 重症者数 <sup>※1</sup>	17.0	15.4	14.1	12.4
(参考2) 新規高齢者数 <sup>※1,※3</sup>	4.3	4.7	3.9	4.3

## 指標（2021年9月10日時点から適用）

確保病床 : 1,722床  
重症者用病床 : 183床

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	厳重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規陽性者数 (過去7日間の平均)	50人未満	50人	160人	260人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 <sup>※1</sup> )	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	258人未満	258人 <sup>※3</sup>	344人 <sup>※4</sup>	861人 <sup>※5</sup>

### 参考項目

入院患者のうち重症者数 <sup>※2</sup> (過去7日間の平均)	27人未満	27人 <sup>※3</sup>	36人 <sup>※4</sup>	91人 <sup>※5</sup>
新規陽性者のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間の平均)	7人未満	7人	22人	36人

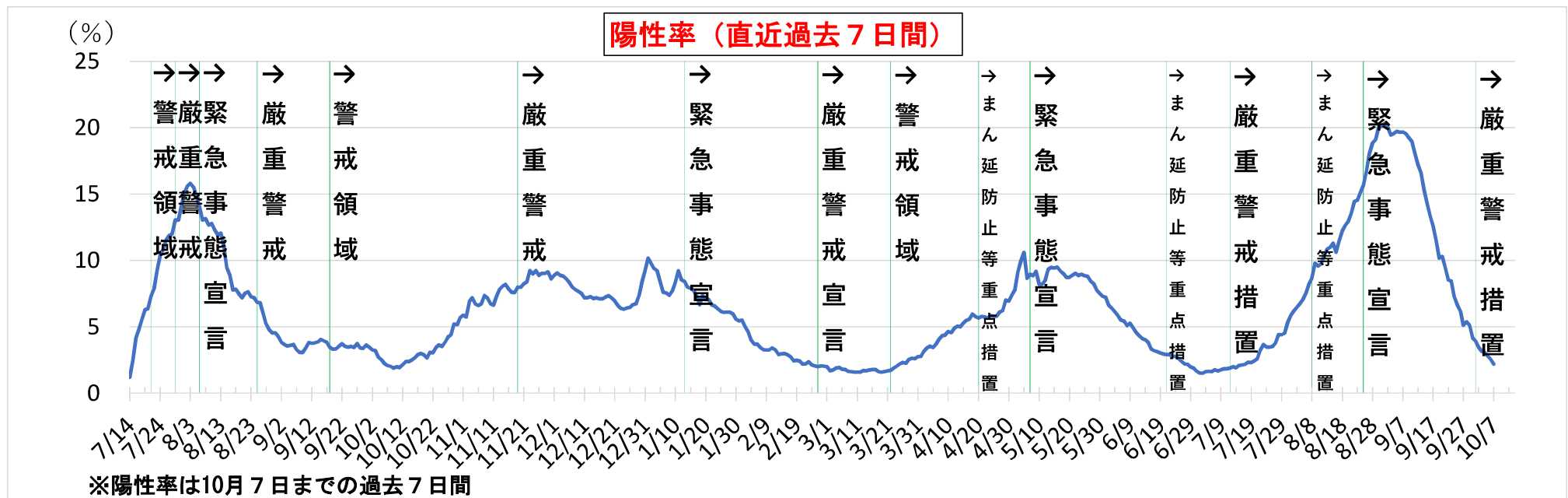
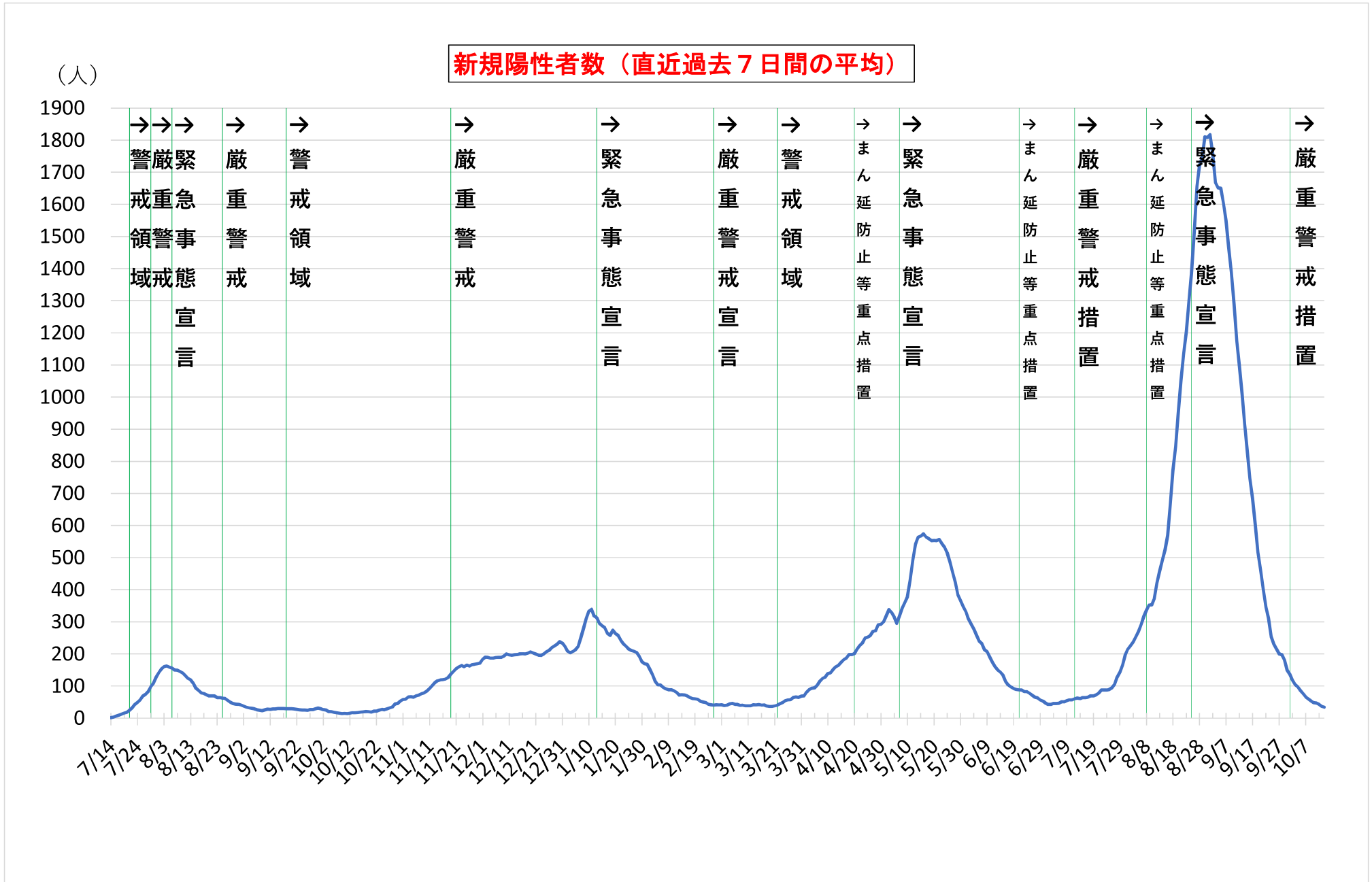
※1 陰性確認の検査を除いた人数。 ※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。  
※3 確保病床の15% ※4 確保病床の20% ※5 確保病床の50%

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

# 指標の推移

2020年 2021年  
(7月14日～10月14日)

- 警戒領域：7月21日～
- 嚴重警戒：7月29日～
- 緊急事態宣言：8月6日～
- 嚴重警戒：8月25日～
- 警戒領域：9月18日～
- 嚴重警戒：11月19日～
- 緊急事態宣言：1月13日～
- (緊急事態措置：1月14日～)
- 嚴重警戒宣言：2月26日～
- (嚴重警戒措置：3月1日～)
- 警戒領域：3月22日～
- まん延防止等重点措置：4月20日～
- 緊急事態宣言：5月7日～
- (緊急事態措置：5月12日～)
- まん延防止等重点措置：6月21日～
- 嚴重警戒宣言：7月8日～
- (嚴重警戒措置：7月12日～)
- まん延防止等重点措置：8月8日～
- 緊急事態宣言：8月25日～
- (緊急事態措置：8月27日～)
- 嚴重警戒宣言：9月28日～
- (嚴重警戒措置：10月1日～)







愛知県のワクチン接種の状況  
(令和3年10月14日作成)

接種対象	1回目接種	2回目接種	
① 医療従事者等への接種 [接種率母数：27万人]	412,872回 [152.92%]	365,473回 [135.36%]	
うち			
医療従事者への接種 (7月21日時点)	268,832回	250,097回	
高齢者施設従事者への接種 (7月30日時点)	64,081回	45,484回	
大規模接種会場でのキャンセル枠(県・市) (9月21日時点)	79,959回 入力済み(44,822回) 未入力(35,137回)	69,892回 入力済み(10,286回) 未入力(59,606回)	計 入力済み(55,108回) 未入力(94,743回)
② 一般接種全体(高齢者接種含む) (10月13日時点実績) [接種率母数：640万人] 参考(全人口計算) [接種率母数：755.9万人]	5,059,576回 [79.06%] [66.94%]	4,445,461回 [69.46%] [58.81%]	
うち65歳以上の高齢者接種 (10月13日時点実績) [接種率母数：188.7万人]	1,733,859回 [91.88%]	1,715,708回 [90.91%]	
合計(12歳以上) [接種率母数：667万人] 参考(全人口計算) [接種率母数：755.9万人]	5,472,448回 [82.05%] [72.40%]	4,810,934回 [72.13%] [63.65%]	
③ 職域接種回数 (10月13日時点実績)	776,831回 未入力(261,884回)	675,712回 未入力(261,910回)	計 未入力(523,794回)
(④ うちVRS登録済数)	(514,947回)	(413,802回)	
合計(12歳以上)①+②+③-④ [接種率母数：667万人] 参考(全人口計算) [接種率母数：755.9万人]	5,734,332回 [85.97%] [75.86%]	5,072,844回 [76.05%] [67.11%]	

【国公表数値との違いについて】

1 大規模集団接種会場でのキャンセル枠での接種実績について

愛知県では、大規模集団接種会場開設当初から、接種能力を最大限に生かすため、接種券が無い場合でも、キャンセル枠を活用した追加接種を積極的に行ってまいりました。

しかしながら、こうした追加接種の実績のうち、ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の運用が停止された7月22日以降の接種実績94,743回(1回目接種35,137回、2回目接種59,606回)は、国公表数値(医療従事者等の接種回数)に計上されていません。

キャンセル枠を活用した追加接種についても、県民の皆様はワクチン接種を実施した実績に他ならないため、愛知県では、7月22日以降に接種した分も含め、これまでに実施したキャンセル枠の追加接種の総数を独自に集計し、上記表の「①医療従事者等への接種」欄の「大規模集団接種会場でのキャンセル枠(県・市)」に掲載しています。

なお、「大規模集団接種会場でのキャンセル枠(県・市)」には、県の大規模集団接種会場だけでなく、市(名古屋市、半田市、長久手市)の大規模集団接種会場において、接種券無しで接種した分も含まれています。

2 職域接種の実績について

職域接種については、現状、企業等におけるVRSへの登録が進んでいないため、実際の職域接種の接種状況とVRSの登録実績には大きな隔たりがあります。

愛知県では、県民の皆様は、実際の職域接種の状況を知っていただくため、上記表の「③職域接種回数」欄に、県で確認した職域接種の総接種回数を掲載しています。

なお、国公表の一般接種の接種実績には、VRSに登録済みの接種回数のみが計上されています。

愛知県の新型コロナワクチン接種の状況（年代別）について

○ 令和3年10月12日時点における愛知県の新型コロナワクチン接種の状況（年代別）については、以下のとおりです。

○ なお、以下のデータは、VRSに登録された**一般接種のみ**（医療従事者等を除く・VRSに登録された職域接種分を含む）の**ファイザー・モデルナ・アストラゼネカの合計**となっています。

（単位：％）

1回目 接種率	10代 (12歳～)	20代	30代	40代	50代	60～64 歳	65歳 以上
10月12日	62.66	56.44	61.13	68.33	77.93	82.48	91.85
10月5日	56.16	51.88	57.01	65.51	76.10	81.66	91.63
伸び率	6.50	4.56	4.12	2.82	1.83	0.82	0.22

2回目 接種率	10代 (12歳～)	20代	30代	40代	50代	60～64 歳	65歳 以上
10月12日	38.78	41.02	46.10	57.24	71.03	79.10	90.87
10月5日	30.80	33.88	38.80	51.27	67.49	77.66	90.63
伸び率	7.98	7.14	7.30	5.97	3.54	1.44	0.24

県の大規模集団接種会場における  
妊産婦(夫又はパートナーを含む)へのワクチン接種状況  
【10月14日時点】

<妊産婦等への接種状況> ( )は、2回目接種の人数 (接種者数・人)

接種日	妊婦等		出産後1年以内の女性等		計
	妊婦	夫又は パートナー	出産後1年 以内の女性	夫又は パートナー	
8月23日～ 8月31日	2,011	1,397 (2)	—	—	3,408 (2)
9月1日～ 9月30日	4,036 (2,036)	2,803 (1,430)	272 (14)	85 (3)	7,196 (3,483)
10月1日(金)	159 (138)	133 (120)	14	1 (1)	307 (259)
10月2日(土)	291 (255)	190 (171)	28	7	516 (426)
10月3日(日)	146 (134)	104 (95)	8 (2)	2	260 (231)
10月4日(月)	96 (90)	67 (61)	9 (1)	1	173 (152)
10月5日(火)	90 (79)	55 (49)	6 (1)	2	153 (129)
10月6日(水)	68 (58)	48 (45)	8 (3)	1	125 (106)
10月7日(木)	71 (61)	58 (50)	8 (1)	1	138 (112)
10月8日(金)	117 (96)	73 (64)	15 (6)	6 (4)	211 (170)
10月9日(土)	183 (151)	143 (128)	17 (3)	3 (2)	346 (284)
10月10日(日)	62 (52)	60 (52)	7 (2)	3 (1)	132 (107)
10月11日(月)	51 (47)	28 (26)	7 (3)	2	88 (76)
10月12日(火)	41 (36)	24 (21)	4 (1)	3 (1)	72 (59)
10月13日(水)	52 (47)	25 (24)	20 (19)	3 (3)	100 (93)
10月14日(木)	29 (27)	16 (13)	14 (10)	8 (5)	67 (55)
<b>合計</b>	<b>7,503 (3,307)</b>	<b>5,224 (2,351)</b>	<b>437 (66)</b>	<b>128 (20)</b>	<b>13,292 (5,744)</b>

<昨日(10月14日)における会場別の内訳> ( )は、2回目接種の人数

会場	妊婦等	出産後1年以内 の女性等	計
名古屋空港ターミナルビル	14 (11)	9 (5)	23 (16)
藤田医科大学	15 (13)	5 (2)	20 (15)
愛知医科大学メディカルセンター	3 (3)		3 (3)
藤田医科大学岡崎医療センター	5 (5)		5 (5)
安城更生病院			0 (0)
バンテリンドームナゴヤ			0 (0)
豊橋中央	4 (4)	3 (3)	7 (7)
あいちワクチンステーション栄	4 (4)	5 (5)	9 (9)
計	45 (40)	22 (15)	67 (55)

<会場累計>

( )は、2回目接種の人数 (接種者数・人)

会 場	妊婦等		出産後1年以内の女性等		計
	妊 婦	夫又は パートナー	出産後1年 以内の女性	夫又は パートナー	
名古屋空港 ターミナルビル	2,482 (1,096)	2,073 (934)	123 (38)	37 (12)	4,715 (2,080)
藤田医科大学	1,551 (685)	1,012 (442)	72 (8)	16 (2)	2,651 (1,137)
愛知医科大学 メディカルセンター	429 (178)	221 (96)	4 (0)	1 (0)	655 (274)
藤田医科大学 岡崎医療センター	529 (222)	306 (137)	22 (3)	9 (2)	866 (364)
安城更生病院	665 (297)	357 (169)	52 (1)	24 (0)	1,098 (467)
バンテリンドーム ナゴヤ	1,157 (554)	783 (374)	20 (1)	4 (0)	1,964 (929)
豊橋中央	550 (242)	397 (175)	76 (7)	23 (1)	1,046 (425)
あいちワクチン ステーション栄	140 (33)	75 (24)	68 (8)	14 (3)	297 (68)
<b>合 計</b>	<b>7,503 (3,307)</b>	<b>5,224 (2,351)</b>	<b>437 (66)</b>	<b>128 (20)</b>	<b>13,292 (5,744)</b>

※妊産婦等への優先接種は、8月23日から実施  
(あいちワクチンステーション栄は、開設日の9月11日から実施)

## 県の大規模集団接種会場における若者枠予約なし接種の状況 【10月14日（木）時点】

### ＜接種日別の接種状況＞

（ ）は2回目接種の人数

（接種者数・人）

接種日	10代	20代	30代	10～30代 (小計)	40代以上	接種者数 (合計)
9月22日(水)～ 9月26日(日)	150(1)	237(2)	205(6)	592(9)	385(5)	977(14)
9月27日(月)～ 10月3日(日)	403(7)	356(6)	394(8)	1,153 (21)	708(13)	1,861 (34)
10月4日(月)	57(1)	53(1)	61(1)	171(3)	119(1)	290(4)
10月5日(火)	21(1)	39(3)	25(4)	85(8)	73(8)	158(16)
10月6日(水)	36(2)	64(6)	39(1)	139(9)	77(7)	216(16)
10月7日(木)	35(5)	63(3)	58(3)	156(11)	104(10)	260(21)
10月8日(金)	24(0)	36(3)	27(1)	87(4)	58(4)	145(8)
10月9日(土)	24(2)	35(0)	40(7)	99(9)	73(1)	172(10)
10月10日(日)	18(3)	32(5)	20(4)	70(12)	55(5)	125(17)
10月11日(月)	22(5)	25(4)	29(4)	76(13)	45(6)	121(19)
10月12日(火)	15(6)	25(4)	23(3)	63(13)	31(2)	94(15)
10月13日(水)	26(4)	40(5)	27(1)	93(10)	57(2)	150(12)
10月14日(木)	18(3)	23(1)	22(7)	63(11)	55(4)	118(15)
計	849(40)	1,028(43)	970(50)	2,847 (133)	1,840 (68)	4,687 (201)
年代別割合 (%)	18.1	21.9	20.7	60.7	39.3	100

<会場別の内訳>

( )は2回目接種の人数

(接種者数・人)

会場名 (接種開始日)	10代	20代	30代	10~30代 (小計)	40代以上	接種者数 (合計)
名古屋空港 ターミナルビル (9月27日)	110(2)	188(3)	205(3)	503(8)	328(4)	831(12)
藤田医科大学 (9月23日)	155(8)	226(6)	201(11)	582(25)	382(13)	964(38)
愛知医科大学 メディカルセンター (9月22日)	137(6)	105(9)	102(11)	344(26)	209(5)	553(31)
藤田医科大学 岡崎医療センター (9月22日)	342(11)	295(7)	272(7)	909(25)	545(18)	1,454 (43)
J A安城厚生連 安城更生病院 (10月9日)	0(0)	8(0)	9(0)	17(0)	11(0)	28(0)
バンテリンドーム ナゴヤ (10月2日)	27(0)	22(0)	22(0)	71(0)	77(0)	148(0)
豊橋中央 (10月5日)	33(7)	60(12)	67(8)	160(27)	151(23)	311(50)
あいちワクチン ステーション栄 (9月28日)	45(6)	124(6)	92(10)	261(22)	137(5)	398(27)
計	849(40)	1,028(43)	970(50)	2,847 (133)	1,840 (68)	4,687 (201)
年代別割合 (%)	18.1	21.9	20.7	60.7	39.3	100

## 愛知県の高中生等へのワクチン接種の進捗状況について(10月9日(土)時点)

愛知県では、生徒の安全・安心な学びを保障するため、ワクチン接種を希望する公立学校及び私立学校に通う高校生等への接種を9月12日(日)から開始しておりますが、下記のとおり10月9日(土)時点での進捗状況をお知らせします。

記

## 1 公立学校(名古屋市立学校を除く) 接種率: 1回目 74.7%、2回目 4.2%

		学校数・人数	
1 対象生徒		183校	117,852人
2 接種希望		175校(172校)	13,642人(13,316人)
1回目	3(1) 接種済み	147校(120校)	10,196人(7,784人)
	3(2) 今後の接種	76校(117校)	3,446人(5,532人)
2回目	4(1) 接種済み	9校(0校)	578人(0人)
	4(2) 今後の接種	175校(0校)	13,064人(0人)

※ 表中の1と2の差の8校は、本事業での接種希望はありません。

※ ( )は、前回発表(10月2日(土)時点)の状況

## 2 私立学校 接種率: 1回目 89.8%、2回目 14.7%

		学校数・人数	
1 対象生徒		85校	67,789人
2 接種希望		69校(69校)	6,108人(6,489人)
1回目	3(1) 接種済み	67校(58校)	5,484人(4,997人)
	3(2) 今後の接種	10校(23校)	624人(1,492人)
2回目	4(1) 接種済み	13校(0校)	900人(0人)
	4(2) 今後の接種	64校(0校)	5,208人(0人)

※ 表中の1と2の差の16校は、本事業での接種希望はありません。

※ ( )は、前回発表(10月2日(土)時点)の状況

## 3 留意事項

- ・ 接種率(1回目、2回目)については、各表中の「3(1)又は4(1)の接種済み人数/接種希望人数」により計算。
- ・ 接種希望人数については、指定された日時に都合が合わなかったり、居住する市町村での接種が可能となったなどの理由で、変動することがあります。
- ・ 接種済みの学校においても、接種希望者全員の接種が完了していない学校があるため接種済みの学校数と今後接種する学校数は一部重複しています。
- ・ 表中2～4には、接種を希望した教職員を含んでいます。



## ワクチン大規模集団接種会場の 今後の開設スケジュールについて

県のワクチン大規模集団接種につきましては、当初9月末までの開設期間を延長し、11月下旬の終了を目途に、ワクチン接種を精力的に実施しているところです。

そうした中、ワクチン接種も終盤に入り、各会場で予約枠に余裕が生じてきたことから、関係市町及び関係医療機関と調整の結果、今後の開設期間を次のとおりとしますので、お知らせします。

また、開設期間終了の4週間前に1回目接種が終了しますので、合わせてお知らせいたします。

### 1 今後の開設予定について

会 場	開設期間	1回目接種終了日
名古屋空港ターミナルビル (豊山町)	5月24日(月) ～11月21日(日)	10月24日(日)
藤田医科大学 (豊明市)	5月24日(月) ～11月21日(日)	10月24日(日)
愛知医科大学メディカルセンター (岡崎市)	7月3日(土) ～11月19日(金)	10月22日(金)
藤田医科大学岡崎医療センター (岡崎市)	7月3日(土) ～11月19日(金)	10月22日(金)
J A 愛知厚生連安城更生病院 (安城市)	7月3日(土) ～ <u>11月6日(土)</u>	10月10日(日)
バンテリンドームナゴヤ (名古屋市東区)	7月5日(月) ～ <u>10月31日(日)</u>	10月3日(日)
豊橋中央 (豊橋市)	7月10日(土) ～11月25日(木)	10月28日(木)
あいちワクチンステーション栄 (名古屋市東区)	9月11日(土) ～11月5日(金)	10月8日(金)

※ J A 愛知厚生連安城更生病院：当初終了日11月14日(日)を11月6日(土)に変更

※ バンテリンドームナゴヤ：当初終了日11月17日(水)を10月31日(日)に変更

### 2 留意事項

- (1) 1回目接種終了日以降は、各会場の開設期間終了まで2回目接種の方のみの接種となります。

- (2) 県の大規模集団接種会場で実施しています、「LINE予約」、妊産婦及び一般の方の「予約なし接種」につきましては、1回目接種終了日までには接種できます。

## 「G o T o E a t キャンペーンあいち」の再開について

国が実施している「G o T o E a t キャンペーンあいち」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「食事券の利用自粛の呼びかけ」、「第2期食事券の当選発表の停止」を行っているところですが、このたび、利用自粛の呼びかけを解除し、食事券の発行を実施するなど、キャンペーンを再開しますのでお知らせします。

### 1 キャンペーンの再開について

#### (1) 食事券の利用自粛の呼びかけの解除

10月5日（火）から、食事券の利用自粛の呼びかけを解除します。

#### (2) 第2期食事券の当選通知

・WEB：2021年10月12日（火）

・はがき：2021年10月25日（月）

※食事券はファミリーマートに設置されているFamiポートにて発券

### 2 利用にあたってのお願い

食事券の利用の際は、以下の事項に留意し、感染リスクを下げながら会食を楽しむようお願いします。

- ・利用時は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」
- ・飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底
- ・「ニューあいちスタンダード認証店（あいスタ認証店）」や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、混雑していない店舗の利用を推奨

### 3 「G o T o E a t キャンペーンあいち」の概要

○総発行額100億円・80万冊の発行を計画（第1期・第2期で40万冊ずつ）。

- ・第1期の食事券は、2020年10月に販売し完売。
- ・第2期の食事券は、2020年11月～12月に抽選受付（はがき及びWeb）を実施、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当選発表を停止中。
- ・食事券の利用自粛を呼びかけ中（2020年12月18日から継続中）。

総発行額	100億円（うちプレミアム分20億円）
販売価格	1冊あたり10,000円（2,500円（25%）のプレミア） （1冊で12,500円分の食事券を10,000円で販売）
販売方法	ファミリーマートに設置されているFamiポート（情報端末）にて発券
販売状況	第1期（40万冊・50億円）：完売 第2期（40万冊・50億円）：当選発表停止中 はがき受付期間 2020.11/16～11/30 Web受付期間 2020.11/27～12/3
利用期限	2021年12月15日（水）まで
参加店舗数	13,873店（2021年10月1日現在）
感染拡大防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事券の利用自粛の呼びかけ （テイクアウト・デリバリーでの利用は推奨）</li> <li>・ 第2期食事券の当選発表の停止</li> <li>・ 利用時は4人単位以下での利用の呼びかけ</li> <li>・ 参加店舗に対して、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）認証」制度、「安全・安心宣言施設」制度の活用を推奨</li> </ul>



## 「あいち旅 e マネーキャンペーン」及び 「LOVE あいちキャンペーン」の実施について

愛知県では、県民を対象に県内旅行を促進することで、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている観光関連事業者を支援するため、旅行代金等の割引分を電子マネー等で還元する「あいち旅 e マネーキャンペーン」及び、旅行業者の造成する旅行商品を割引して販売する「LOVE あいちキャンペーン」を実施しますので、お知らせします。

※本事業は、国の地域観光事業支援の制度を活用しています。

### 1 販売開始時期

2021年10月8日（金） 午前11時

### 2 対象旅行期間

2021年10月8日（金）から2021年12月31日（金）まで  
（2022年1月1日（土・祝）チェックアウト含む）

### 3 あいち旅 e マネーキャンペーンの内容（詳細は別添1のとおり）

旅行終了後、県が委託する事務局から旅行者に、電子マネー等により旅行代金等の割引分を還元する。

種類	対象	還元額	主な条件
旅行ポイント（旅行・宿泊）	旅行業者で予約する宿泊旅行商品	旅行又は宿泊代金の1/2 （最大5,000円/1人1回、 100円未満切捨て）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：愛知県民</li> <li>県内で宿泊</li> <li>県内のみの旅行</li> <li>代金下限額4,001円</li> </ul>
	宿泊施設へ直接又は宿泊予約サイト経由で予約する宿泊		
地域ポイント（買物・飲食等）	土産物店や飲食店、観光施設等の利用	利用額に応じ還元（最大2,000円/1人1回、100円未満切捨て）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：愛知県民</li> <li>上記の宿泊旅行期間中の利用</li> </ul>

※旅行前に「あいち旅 e マネーキャンペーン」サイトから事前登録していただく必要があります。

※国、地方公共団体等の実施する他の補助金との併用はできません。

#### 4 LOVEあいちキャンペーンの内容（詳細は別添2のとおり）

旅行業者が県からの補助金を受けて、割引後の旅行代金で旅行者に旅行商品を販売する。

種類	対象	割引額	主な条件
旅行	旅行業者で予約する宿泊旅行商品、日帰り旅行商品（団体）	旅行又は宿泊代金の1/2 （最大5,000円/1人1回、 1,000円未満切捨て）	・対象者：愛知県民 ・宿泊旅行又は8名以上の団体日帰り旅行 ・県内のみの旅行

※国、地方公共団体等の実施する他の補助金との併用はできません。

#### 5 感染症拡大防止の取組

##### 関係事業者向け

- ・日本旅行業協会及び全国旅行業協会が定めるガイドラインに沿った対応を呼び掛けるほか、該当する業界団体のガイドラインに沿った運営が行われているか確認した上で、ツアーに組み込むなど、感染症拡大防止に向けた取組を行うよう周知・徹底を図る。
- ・宿泊施設及び立ち寄り施設は、新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」又は「安全・安心宣言施設」の登録を行い、必ずPRステッカー・ポスターの掲示がされていることを事業参加の要件とする。  
なお、「安全・安心宣言施設」制度が「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」に移行した場合、飲食店については「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」の登録が必須になる。

##### 旅行者向け

- ・旅行連絡会が策定した「新しい旅のエチケット」に沿った旅行を呼び掛けるほか、旅行業者の募集広告や出発案内、添乗中の案内などで、旅行者に「3つの密」を避ける行動を呼び掛ける。

##### その他

- ・対象期間中に県内の新型コロナウイルス感染状況が、政府の第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会（2021年4月15日）の提言におけるステージⅢ相当以上となった場合は、本キャンペーンを中止します。

#### 6 問合せ先

##### あいち旅 e マネーキャンペーン コールセンター

電 話：【事業者向け】 0570-077-870

【一般消費者向け】 0570-080-028

営業時間： 10:00～18:00（期間中無休）

U R L： <https://aichi-travel.jp>

※登録店舗は、こちらのURLより確認できます。

##### LOVEあいちキャンペーン事務局

電 話： 052-446-7721

営業時間： 9:30～17:30（平日のみ）

U R L： <https://www.aichi-kankoshohi.com>

\\ 泊まってお得! 買って嬉しい! //



あいち旅

eマネー

キャンペーン

最大7,000円相当を  
電子マネー等で旅行者に還元!

旅行  
ポイント

愛知県内の宿泊(旅行)代金の  
**50%相当額**(最大  
5,000円分)の  
ポイントをGET!  
※100円未満は切り捨て



地域  
ポイント

愛知県内の対象店舗でのご利用で  
**100%相当額**(最大  
2,000円分)の  
ポイントをGET!  
※100円未満は切り捨て



対象期間

2021年10月8日(金)~12月31日(金)

※2022年1月1日(祝・土)チェックアウト分までのご旅行が対象となります。

対象者

愛知県内に在住の旅行者であり、旅行前に本キャンペーンに登録された方※

※本キャンペーンサイトより登録が必要

要件

- ① 県内のみで旅行が完結し、加盟宿泊施設での宿泊を伴うこと
- ② 宿泊(旅行)代金が4,001円以上であること  
(本キャンペーン適用前の県民旅行者1人1泊あたりの代金)

キャンペーン  
登録方法

- ① 旅行業者、旅行予約サイト、宿泊施設への直接予約などの方法で、キャンペーン加盟宿泊施設に宿泊するご旅行を予約
- ② 本キャンペーンサイトにアクセスし、必要事項を入力し、登録申請
- ③ マイページにアクセスして、旅行情報の入力と予約確認書の添付を行い、付与されるQRコードを確認

※スマートフォンをお持ちでない方は、加盟旅行業者窓口で代理登録を行いキャンペーンカードを受取ることもできます(1枚300円の事務手数料が必要)

■ポイント蓄積対象外となる主な商品・サービス(抜粋)

【旅行ポイント対象外】・旅行(宿泊)商品の予約をキャンセルした際に発生するキャンセル料 ・受注型企画旅行、日帰り旅行 など  
【地域ポイント対象外】・金券類等の換金性が高いもの ・所得税、住民税等の行政機関等への支払い ・電気、ガス代等の日常生活における継続的な支払い など  
上記は、ポイント蓄積対象外となる商品・サービス等の一例です。詳しくは「あいち旅eマネーキャンペーン」ホームページにてご確認ください。

■注意事項/※助成額の上限に達し次第受付終了となります。※対象期間は変更となる可能性があります。最新の情報は「あいち旅eマネーキャンペーン」ホームページにてご確認ください。

※対象期間中に、県下の新型コロナウイルス感染状況が新型コロナウイルス感染症対策分科会が示すステージⅢ相当以上と判断した場合は、本キャンペーンを休止します。

※本キャンペーンの中止により、旅行者が旅行をキャンセルした場合は、キャンセル料は旅行者の負担となります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

詳しくは「あいち旅eマネーキャンペーン」ホームページへ!



あいち旅eマネーキャンペーンコールセンター

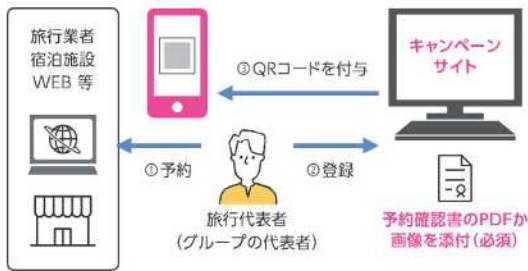
TEL/0570-080-028

営業時間/10:00~18:00(期間中無休)

# あいち旅eマネーキャンペーン ご利用方法

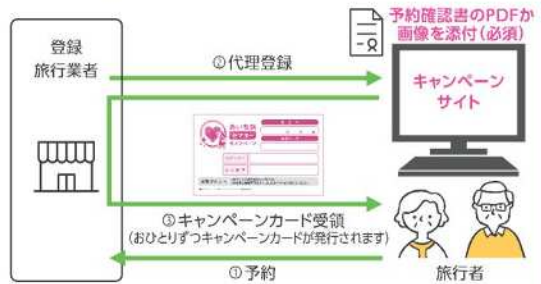
## スマートフォンをお持ちの方

1. 旅行の代表者は宿泊旅行を予約
  2. キャンペーンサイトにて必要事項を登録
  3. 代表者にQRコードを付与
- ※複数人のご旅行で、QRコードを個別に発行したい場合は、予約確認書に加えておひとり1枚ずつ領収書が必要です。



## スマートフォンをお持ちでない方

1. 旅行者は、加盟旅行業者にて宿泊旅行を予約
  2. 予約を行った旅行業者がキャンペーンサイトにて必要事項を代理登録 ※お客様の携帯電話番号が必要です。
  3. 予約を行った旅行業者の店頭でおひとりずつキャンペーンカードを受取り
- (おひとりにつき300円のキャンペーンカード事務手数料を申し受けます)



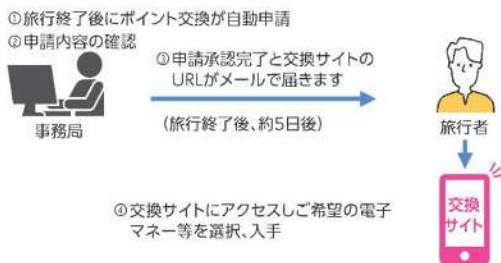
お申し込み

ご利用

1. チェックイン時にQRコードまたはキャンペーンカードのご提示および「チェックイン確認書」に署名  
※チェックイン確認書はフロントで配布。
2. 加盟宿泊施設にてQRコードを読み取ってもらう ⇒ 旅行ポイントが蓄積されます
3. 地域ポイント店(小売店・飲食店・観光施設等)での精算時にQRコードをご提示
4. 地域ポイント店にてQRコードを読み取ってもらう ⇒ 地域ポイントが蓄積されます  
※電子マネー等を受け取るまでは地域ポイントを蓄積した分のレシートを保管してください。

地域ポイントは、宿泊施設でのQRコードご提示後から蓄積することができます。

1. 旅行終了後、ポイント交換を申請 (旅行終了翌日に自動申請されます)
2. 事務局にて申請内容を承認
3. マイページに表示される交換サイトにアクセスし、ご希望の電子マネー等を選択して交換

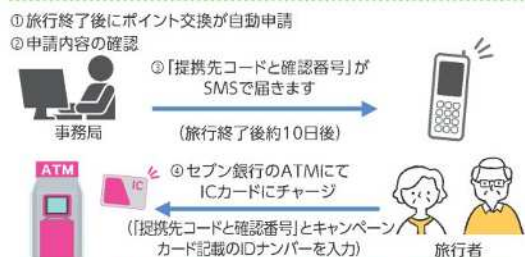


### 還元対象電子マネー等

Amazonギフト券 / nanacoギフト / EdyギフトID / App Store / iTunes ギフトカード  
Google Play ギフトコード / Pontaポイントコード / クオカード ペイ / PayPay ポーナス

※一度選択した電子マネー等の変更は出来ません。

1. 旅行終了後、ポイント交換を申請 (旅行終了翌日に自動申請されます)
2. 事務局にて申請内容を承認
3. お客様の携帯電話にSMSで「提携先コードと確認番号」を受信
4. お客様はセブン銀行のATMにて、お手持ちの交通系ICカードにチャージ ※「PiTaPa」は対象外



※この際キャンペーンカードも必要となりますので紛失しないようご注意ください。  
※交通系ICカードはお客様ご自身でご準備ください。  
※交通系ICカードのチャージ上限額は2万円までのため、チャージの際はICカードの残高にご確認ください。

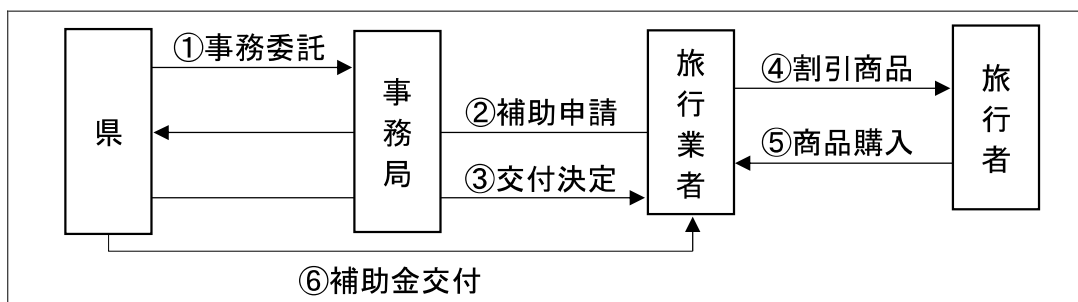
※本あいち旅eマネーキャンペーンはあいち旅eマネーキャンペーン事務局による提供です。本あいち旅eマネーキャンペーンについてのお問い合わせはAmazonではお受けしておりません。あいち旅eマネーキャンペーン事務局 0570-080-028までお願いたします。※Amazon、Amazon.co.jp およびそれらのロゴはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。※[nanaco(ナナコ)]と[nanacoギフト]は株式会社セブンカードサービスの登録商標です。※[nanacoギフト]は、株式会社セブンカードサービスとの発行許諾契約により、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトサービスです。※本あいち旅eマネーキャンペーンについてのお問い合わせは株式会社セブンカードサービスではお受けしておりません。※[EdyギフトID]は、楽天Edy株式会社との発行許諾契約により、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトサービスです。※[楽天Edy (ラクテンエディ)]は、楽天グループのプリペイド型電子マネーサービスです。※© 2021 iTunes K.K. All rights reserved. ※Google PlayはGoogle LLCの商標です。※[Ponta]は、株式会社ロイヤリティマーケティングの登録商標です。※[Pontaポイントコード]は、株式会社ロイヤリティマーケティングとの発行許諾契約により、株式会社NTTカードソリューションが発行するサービスです。※「クオカードペイ」およびそれらのロゴは株式会社クオカードの登録商標です。※[PayPay]は、PayPayポーナスが付与されます。出金と譲渡はできません。PayPay公式ストアでも利用可能。※[PiTaPa]は株式会社スリット&KANSAIの登録商標です。





## LOVE あいち キャンペーン の概要

### 1 事業スキーム



### 2 補助対象者

主たる営業所又はその他の営業所を愛知県内に設置する旅行者

### 3 対象となる旅行商品

対象	主な条件
個人向け	<input type="checkbox"/> 募集型企画旅行商品、または受注型企画旅行商品 <input type="checkbox"/> 宿泊ツアー ・県民が県内を出発地及び帰着地とし、旅程において県を出ることなく県内に宿泊すること ・宿泊以外の有料の県内の素材を組み込むこと ＊オプション不可（選択が必須であれば可）
団体向け	<input type="checkbox"/> 募集型企画旅行商品、または受注型企画旅行商品 <input type="checkbox"/> 8名以上で催行 （8名を下回った場合は、補助対象外） <input type="checkbox"/> 宿泊ツアー、または日帰りツアー ・県民が県内を出発地及び帰着地とし、旅程において県を出ることなく、宿泊ツアーは県内に宿泊すること ・宿泊以外の県内の素材を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込むこと

※補助金の交付対象となる旅行商品は、県の定める「安全・安心宣言施設」又は「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」の登録を行い、かつ、PRステッカー、ポスターを掲示している施設のみを扱った商品であること

### 4 補助額の算定等

- 補助額：割引前の価格の1/2（1人1回、千円未満切捨、上限5千円）
- 販売額：旅行者は、割引後の価格で販売
- 国や地方自治体が交付する他の補助金等と重複して補助することは不可

## 「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証を実施します

愛知県では、10月8日(金)に、県内で実施される音楽コンサートが国の「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証として位置づけられました。この度、この技術実証の詳細がまとまりましたのでお知らせします。

### 1 概要

#### (1) 実施日時

2021年12月11日(土)、12日(日)

各日2回公演

- ① 開場: 午前11時、公演: 午後0時30分から
- ② 開場: 午後4時、公演: 午後5時30分から

#### (2) 会場

日本ガイシホール

(名古屋市南区東又兵衛町5丁目1-16)

#### (3) 出演者

Hey! Say! JUMP

#### (4) 参加人数(観客数)

2日間で延べ32,000人

1公演当たり8,000人(収容率100%、最大収容人数8,000人)

収容率を緩和した上で実施(50%→100%)

#### (5) 主催者

株式会社ヤング・コミュニケーション(東京都港区)

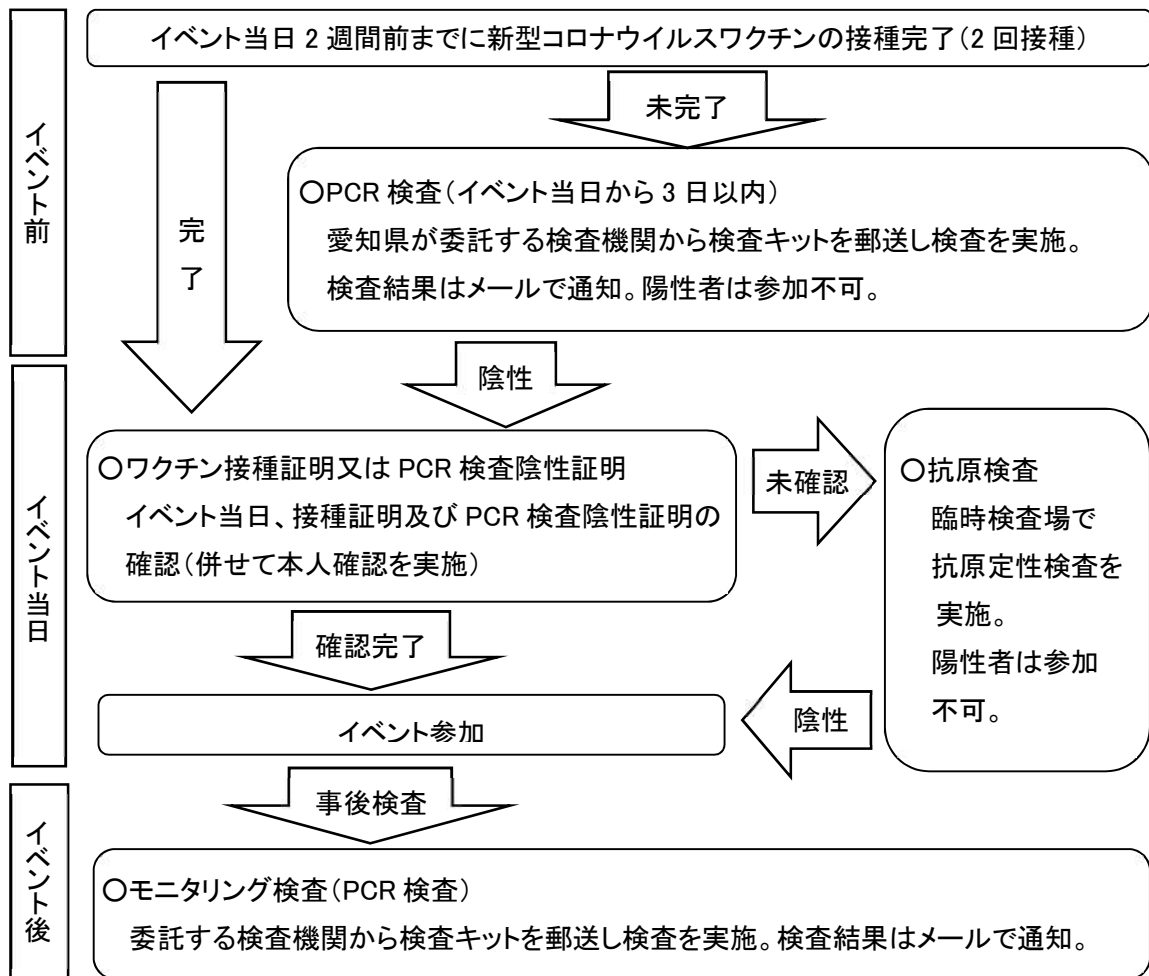
#### (6) 運営者

株式会社サンデーフォークプロモーション(名古屋市東区)

### 2 実証項目

- ・入場者連絡先リストの作成
- ・ワクチン接種歴の確認や事前の検査
- ・イベント開催後のモニタリング検査
- ・AIによる画像診断技術を用いたマスク着用率の確認
- ・レーザーを用いた密集する場所の把握
- ・複数のCO2測定器設置によるCO2濃度の測定
- ・マイクロホンのデータ解析による大声等の状況把握
- ・レーザー及び画像解析を用いた分散退場の確認

(参考) 県の実施項目の流れ



# 新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

(2019年度)

2月補正予算 20億円 ①

(2020年度)

4月補正予算	365億円	9月補正予算	719億円
5月専決補正予算	25億円	11月補正予算	522億円
5月補正予算	288億円	1月補正予算	579億円
6月補正予算	1,160億円	2月補正予算	843億円
8月専決補正予算	18億円	合計	4,519億円 ②

(2021年度)

当初予算	1,311億円	8月補正予算 <small>〔県立病院事業会計 1億円含む〕</small>	1,148億円
4月補正予算	607億円	9月補正予算 <small>〔9月30日可決まで〕</small>	811億円
5月補正予算 <small>〔県立病院事業会計 5億円含む〕</small>	851億円	9月補正予算	84億円
6月補正予算	1,416億円	(うち今回追加)	△17億円)
7月補正予算	601億円	合計	6,830億円 ③

**累計 (①+②+③) 1兆 1,370億円**

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないものがある。